

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

(株式会社ジュンテンドー)



災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、災害等発生時における生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 岡山県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岡山県外で発生した災害に関し、国又は関係都道府県から物資の調達を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。
- (3) その他甲が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲から前項の規定による要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条第1項の規定による要請を別紙第1号様式により行うものとする。ただし、別紙第1号様式により要請するいとまがないときは、口頭、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請の内容を記載した別記第1号様式を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条第1項の規定による要請を受けたときは、別記第2号様式により、当該要請に対する対応の可否を甲に報告するとともに、対応が可能である場合には、当該要請に係る物資を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずることとし、当該措置の状況を甲に報告するものとする。ただし、別記第2号様式により報告するいとまがないときは、口頭、ファクシミリ等で報告し、その後速やかに当該報告の内容を記載した別記第2号様式を交付するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第5条 措置に係る物資の集積場所及び運搬経路は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、当該集積場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する業者(以下「乙等」という。)が行うものとする。ただし、乙等が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該集積場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取り、当該物資を受領したことを記した文書を乙等に交付するものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を岡山県内の市町村等に依頼することができるものとする。

(費用)

第6条 措置により甲が供給を受けた物資の対価に係る費用(以下「費用」という。)については、甲が負担するものとする。

2 費用の額は、集積場所への物資の運搬が終了した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害等発生直前時における適正な価格(措置が災害等発生前に講じられた場合は、当該措置における適正な価格)を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 乙は、前条第2項の規定による協議が調ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、速やかに請求金額を支払うものとする。

(担当者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る事務担当者名簿を別記第3号様式により作成し、互いに報告するものとし、当該報告の内容に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

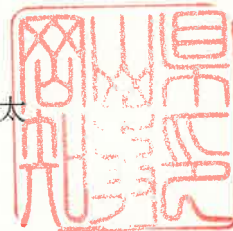
この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自
その1通を保有する。

令和4年5月31日

甲 岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 島根県益田市遠田町2179番地1

株式会社ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 正



株式会社ジュンテンドー

様

岡山県知事

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達について（要請）

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書第1条第1項及び第3条の規定により、次のとおり物資の供給を要請します。

なお、同協定書第4条の規定により、この要請に対する御社の対応の可否及び対応可能な場合の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所 及び運搬経路
月 日から 月 日まで			

注：要請数量は、1日当たり数量である。

担当 岡山県産業労働部産業企画課

電話

別記第2号様式 物資調達措置状況等報告書（第4条関係）

号
日

年 月 日

岡山県知事 様
(産業企画課扱い)

株式会社ジュンテンドー

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書第4条の規定により、当社の物資調達措置状況等を次のとおり報告します。

記

1. 要請に対する対応の可否（いずれか○を付けてください。） 可 ・ 不可

2. 対応可能な場合の調達可能数量

ブルーシート ()	長靴 ()	軍手 ()		
ウェットティッシュ ()	カセットコンロ ()			
カセットボンベ ()	布団 ()	枕 ()		
紙食器 ()	割り箸 ()	乾電池等 ()		
※その他				
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

注：協定書第4条の規定による報告は、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

3. 物資の搬入場所（いずれかに○を付ける。）

- ① 岡山県が指定する場所で引き渡す。
- ② 当社指定場所で岡山県に引き渡す。（指定場所：)
- ③ その他（岡山県災害対策本部まで当社が搬入する等）

4. 物資の搬入方法（いずれかに○を付ける。）

- ①陸路 ②空路 ③海路

及び第

対応可

課

事務担当者名簿

災害対策に関する事務担当者名簿

関係事項	災害救助物資の調達に関する事項
企業・団体名	株式会社ジュンテンドー
本社所在地	島根県益田市遠田町2179番地1
代表者名	代表取締役社長 飯塚 正
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間内・勤務時間外別に記入する。）	
第1順位者	
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）
自宅・携帯	
第2順位者	
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）
自宅・携帯	
第3順位者	
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）
自宅・携帯	

岡山県の担当部署		電話番号	
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間内・勤務時間外別に記入する。）			
第1順位者			
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）	自宅・携帯	
第2順位者			
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）	自宅・携帯	
第3順位者			
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）	自宅・携帯	

